

藤岡市農業委員会
令和元年第11回
定例会議事録

令和元年11月5日招集

令和元年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和元年11月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第63号 農用地利用配分計画（案）について
議案第64号 公共転用に係る法定協議事前調整申出書について
報告第22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | | | | | | |

[欠席農業委員] (1名)

- 14 番 高田 孝雄

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1 番 | 神田 隆 | 2 番 | 渡邊 義晴 | 3 番 | 堀越 隆 | 4 番 | 廣瀬 勉 |
| 5 番 | 牧野 文典 | | | | | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 任 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

(開 会 13時30分)

事務局次長 ただ今より令和元年第11回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和元年第 11 回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数 14 名中、出席委員 13 名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。7 番生方委員、8 番平井委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 33 分 休憩)

(14 時 13 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 59 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、小林の T さんが、新規就農をするため、中大塚の農地 2 筆、3,033 m²を賃貸で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 59 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、中島の Y さんが、中島の農地を店舗用地として転用するもので、面積は 100 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 60 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 60 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、藤岡の I さんが、藤岡の農地 805 m²を露天貸駐車場用地として転用するという申請内容です。始末書が提出されており、現状は、約 20 年前より埋め土を行い露天駐車場として使用していました。下審査における協議の結果、原状回復した後に事務局が確認の上で許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 60 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより原状回復という報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 いったん畑に戻すということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 班審査の中で、20年ほど前から駐車場として無断で使用していたということですので、いったん原状回復、農地の状態に戻していただき、現地を事務局で確認後に許可書を発行するという意見をいただきました。いったん農地に戻すということです。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 そうすると、整理番号1番は現地調査の際に見たけれども、2番と同じ状態で畑ではなかったのではないかと。

議長 事務局より説明願います。

事務局 整理番号1番は、確かに耕作をしていませんでした。ただ、駐車場として使用していたわけではないです。最低限の維持管理はしてもらっていました。

作付けはしていなかったですけども、管理はしてもらっていたということで、1番と2番は現地の状況が違います。

議長 村島委員どうぞ。

村島委員 1番は確かに耕作をしていませんが、息子さんと奥さんがいつも草刈りをしていますので耕作放棄地ではないと思います。

議長 他に意見はありますか。

(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第60号整理番号2番について、畑の状態に原状回復し事務局で現地確認のうえ許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第60号整理番号2番は原状回復の条件付き許可と決定します。続きまして、議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。

整理番号 1 番は、市内の法人が、中の農地を売買で取得し、露天資材置場及び通路用地として転用するもので、面積は 2,502 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市内の法人が、中の農地を売買で取得し、露天駐車場及び通路用地として転用するもので、面積は 1,422.89 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、藤岡の T さんが、中の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は 449 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の T さんが、中の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は 66 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,813 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 61 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 2 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 61 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 61 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長

折茂委員どうぞ。

折茂委員

地図を見ると申請地の真ん中のところが抜けていますが、この場所は何ですか。

議長

この地区は地滑り地区ですので、国交省が譲原の地滑り対策として、用地を買い上げて井戸を掘り水抜きしている場所です。

折茂委員

抜いた水は水路に流れるようになっているのですか。発電パネルを敷いたときに影響はないのですか。

議長

地下に水抜き管が埋設してあるので大丈夫です。

議長

他にご意見はありますか。

(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から8番の3件です。

整理番号6番は、市内の法人が、本郷の農地を使用貸借で借り受け、露天駐車場及び機材置場用地として一時転用するもので、面積は1,171㎡、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。

下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断しましたが、現在この土地にトイレが設置されているという指摘がありましたので、トイレを撤去した後、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,252㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市外のYさんが、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は733㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第61号整理番号6番から8番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 生方委員どうぞ。

生方委員 トイレを撤去した後でないと、許可が出ないということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 私は、現地調査の際に気付かなかったのですが、委員さんから指摘があり、簡易トイレが一時的に置いてあるらしいので、許可を得てからそういうものを置くのは構わないのですが、許可を得る前ですので現地に手を付

けていただきたくないということです。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号6番について、仮設トイレの撤去後に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号6番は仮設トイレ撤去の条件付き許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 売買価格を教えてくださいませんか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 売買価格はこちらになります。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号8番は許可と決定しま

す。続きまして、議案第 62 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　　ただ今、議案第 62 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 　　生方委員どうぞ。

生方委員 　　4 番の場所は、毎年のことですが、草だらけで管理ができていないので周辺から苦情が出ており、ここだけでなく他も管理ができていないと聞いていますので事務局から借人を指導してほしい。

議長 　　事務局より説明願います。

事務局 　　わかりました。事務局で指導します。

議長 　　他に意見はありますか。

(意見なし)

議長 　　他に、意見もないようですので、採決します。議案第 62 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第 62 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 63 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　　ただ今、議案第 63 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番と 2 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 　　それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 今回の中間管理機構を通す以前の貸借関係を確認させてください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 前から借りていましたが、期限が来たので更新するということです。

議長 他に意見はありますか。

議長 秋山委員どうぞ。

秋山委員 例えば、継続でなく新規で借りる人がいた場合、どこへ申し込めば良いのか。農業委員会に申し込むのか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 窓口は農林課になっています。農林課へ借りたいという申し出をしていただいて、貸したいという方とマッチングして、両者の折り合いがつけば、こうした申請が上がってくることになります。

議長 他に意見はありますか。
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第 63 号農用地利用配分計画(案)1 番と 2 番について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 63 号農用地利用配分計画(案)1 番と 2 番については、原案のとおり決定します。
(関係委員着席)

議長 次に 3 番から 8 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 3番から6番は更新ですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 3番から6番までは更新です。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第63号農用地利用配分計画(案)3番から6番までについては管理をしっかりしていただくよう事務局から指導するというので、7番・8番については特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員ですので異議なしと認め、議案第63号農用地利用配分計画(案)3番から8番については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第64号公共転用に係る法定協議事前調整申出書について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第64号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第64号について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第64号公共転用に係る法定協議事前調整申出書については原案のとおり決定します。続きまして、報告第22号・23号を一括して上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、報告第22号・23号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第 11 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時02分)